

日付：平成19年3月28日

鑑識鑑定官制度の実施について（平成15年1月29日例規2号）

鑑識鑑定官制度の実施について

平成15年1月29日例規第2号

神鑑発第50号

各所属長あて

本部長

このたび、複雑・巧妙化する犯罪情勢に的確に対応し、裁判実務の精密化等に耐え得る鑑識業務を推進するため、鑑識鑑定官制度の実施について次のように定め、平成15年2月1日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 目的

刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）の職員のうち、鑑定を行う能力を有すると警察本部長（以下「本部長」という。）が認めた者を鑑識鑑定官に指定することにより、職員の自覚と責任感の高揚を図り、もって鑑識資料の対照、鑑定又は検査（以下「鑑定等」という。）の技能を向上させ、及び鑑定業務を的確に処理することを目的とする。

2 鑑識鑑定官の種別

鑑識鑑定官の種別は、主任鑑定官及び鑑定官とし、指紋鑑識、足こん跡鑑識及び写真鑑識の区分ごとに、それぞれ本部長が指定するものとする。

3 鑑識鑑定官の任務

鑑識鑑定官は、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）の命を受け、次の任務に当たる。

（1）鑑定書等の作成

主任鑑定官にあつては主に特異重要な事件に係る鑑定等を、鑑定官にあつては主に特異重要な事件以外の事件に係る鑑定等を行い、鑑定書（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第192条第1項に規定する鑑定書をいう。以下同じ。）及び検査結果回答書（神奈川県警察足こん跡取扱規程（平成12年神奈川県警察本部訓令第23号）第8条第2項に規定する検査結果回答書をいう。以下同じ。）を作成すること。

（2）公判の対応

鑑定書及び検査結果回答書（以下「鑑定書等」という。）について、公判での対応を行うこと。

（3）指導教養等

鑑定等に係る研究を推進し、技能の向上に努めるとともに、後継者の育成及び鑑識業務に従事する職員に対する指導教養を行うこと。

4 鑑識鑑定官の指定等の手続

（1）指定

ア 鑑識課長の推薦

鑑識課長は、所属の職員の中から、次の選考基準を満たす者を鑑識鑑定官として、鑑識鑑定官指定推薦書（第1号様式）により本部長に推薦するものとする。

（ア）主任鑑定官の選考基準

鑑定官の経験が通算して5年以上有り、現に鑑定業務に従事している警部以上の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員

（イ）鑑定官の選考基準

鑑識実務経験が通算して5年以上有り、かつ、警察庁法科学研修所鑑定技術専攻科の課程を修了している者又は当該課程を修了しているものと同等の知識及び技能を有している者で、現に鑑定業務に従事している巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員

イ 本部長の指定

本部長は、鑑識課長の推薦に基づき、適任と認めたときは、鑑識鑑定官指定書（第2号様

式)を交付し、鑑識鑑定官に指定するものとする。

(2) 指定の解除

ア 鑑識課長の報告

鑑識課長は、鑑識鑑定官が鑑定業務に従事しなくなったとき又は長期疾病、心身の故障等によりその任務が遂行できないと認めるときは、本部長に報告しなければならない。

イ 本部長の解除

本部長は、前アの報告を受けたときは、鑑識鑑定官の指定を解除するものとする。

ウ 鑑識鑑定官指定書の返納

鑑識鑑定官は、鑑識鑑定官の指定を解除されたときは、鑑識鑑定官指定書を返納するものとする。

(3) 指定等の記録

鑑識課長は、鑑識鑑定官の区分ごとに鑑識鑑定官指定簿(第3号様式)を作成し、鑑識鑑定官の指定又は解除の状況を明らかにしておかなければならない。

5 留意事項

(1) 鑑識鑑定官は、鑑定書等の作成に当たり、自己の所属及び氏名を記載するときは、所属の次に、主任鑑定官にあっては主任鑑定官と、鑑定官にあっては鑑定官と記載すること。

(2) 鑑識課長は、鑑識鑑定官に対し、鑑定等の知識及び技能並びに公判での対応に関して教養を徹底するものとする。

6 経過措置

施行の際鑑識実務経験又は鑑定等の経験が通算して10年以上有り、現に鑑定業務に従事している警部以上の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員については、主任鑑定官の選考基準を満たしているものとみなす。

第1号様式

(4 関係)(用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

第2号様式

(4 関係)(用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

第3号様式

(4 関係)(用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)